

(環境確保条例第118条の2)

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 1)

整理番号	108-20001	調製年月日・契機	令和2年7月3日		・ 第116条第1項第1号、第116条の3第1項	
所在地	江東区毛利一丁目4番3号		(地番)	江東区毛利一丁目5番9号		(住居表示)
訂正年月日・契機		令和2年8月26日・第116条の3第3項				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	株式会社ENEOSウイング(令和2年1月8日廃止)		面積	0	m ² (汚染地)	393.41 m ² (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容			掘削除去			
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質 変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨						
備考			令和2年8月26日 汚染地面積変更 (91.8m ² →0m ²)			
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和2年4月17日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		マックスエンジニアリング株式会社	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			

(環境確保条例第118条の2)

土壤污染情報公開台帳

(案件No. 1)

[illegible]